



環 生 第 206 号
平成 29 年 9 月 15 日

掛川風力発電合同会社
代表社員 一般社団法人エナジーエクスプローラー
職務執行者 野坂 照光 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称) 掛川市民風力発電事業」に係る第 2 種事業の判定について (通知)

平成 29 年 7 月 18 日付けで届出のあったこのことについて、静岡県環境影響評価条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり判定します。

記

1 判定結果

静岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続を要しない。

2 判定理由

静岡県環境影響評価条例施行規則第 6 条に基づき、静岡県環境影響評価技術指針に定める判定基準により判定した結果、いずれの要件にも該当しないため。

3 留意事項

著しい環境影響は想定されないものの、既存風力発電施設の周辺地域では、地元住民や耕作者から騒音や影に関する苦情が発生しており、本事業についても生活環境への影響が出る可能性が考えられることから、掛川市風力発電施設設置ガイドラインに基づき、適切に対応すること。

担 当	くらし・環境部 環境局 生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX 番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp